



加入(登録)規定

1. この事業は、結婚を考えている未婚者の出逢いを応援するため、苓北町が独自に行う結婚推進事業で民間の結婚サポート事業とは異なるものです。
本事業は、未婚者の自分磨きをサポートし、結婚を前向きに考え積極的に活動していただけるような事業を企画開催します。
事業に参加するには、会員登録が必要です。
2. 加入(登録)対象者
苓北町に在住する20歳以上の未婚男女です。(男性は定職・安定した収入がある方)
ただし、男性は苓北町の事業所勤務者で、結婚後は苓北町に在住する予定の方も含まれます。
また、女性は町外の方で、苓北町に興味関心のある方、苓北町に住んでみたい方も対象となります。
3. 加入(登録)の方法
 - (1)必要なもの
 - ① 登録申込書・同意書 (所定の用紙)
 - ② 登録調書・承諾書 (所定の用紙) ※意思確認のために必要です。
 - ③ 本人確認書類 … 免許証・保険証・パスポートなど ※本人確認のために必要です。
 - ④ 写真 3ヶ月以内に撮影したもの(証明写真用またはL版)
 - (2)手続き
登録手続きは事務局【苓北町役場 企画政策課(結婚推進事業)】で行います。
結婚相談員または結婚支援員に書類をお渡しいただくか、事務局に持参・郵送して下さい。
持参する場合は事前にご連絡ください。(別室対応いたします)
 - ① 初期登録 … 会員登録申込書・同意書提出 (手渡し・持参または郵送・メール)
 - ↓
 - ② 本登録 … 登録調書および承諾書提出 (手渡し・持参または郵送)
本人確認書 (免許証・保険証・パスポート等)の提示またはコピー写真 (証明写真またはL版)初期登録から本登録までの保留期間は1ヶ月とする。
 - (3)加入期間
初期登録日から3年間有効とし、3年経過後に継続または退会の意思確認をおこないます。
継続の方は申込書を提出し再登録をしていただきます。
 - (4)退会・登録抹消
成婚者・また男性で町内在住・在勤でなくなった場合は自動退会となります。
登録期間内の退会申出者は任意退会となり、退会届を提出しなければなりません。
その他、倫理・マナーに違反した場合や、本事業に重大な支障をきたす恐れがあった場合は強制退会とし、登録を抹消いたします。
4. 費用
入会金・年会費は無料です。
ただし、各イベント参加に関する費用は実費となります。
5. その他
結婚支援員または結婚相談員が個別に相談に応じます。(要事前連絡)
各種セミナー・イベントには極力参加をお願いいたします。
* 情報提供・出逢いのきっかけ作りを行います。必ずしも結婚を保障するものではありません。

苓北町結婚推進事業「出逢い・ふれあい」事業

thanks事務局 (苓北町役場 企画政策課)

電話 35-1111内線(212)

E-mail thanks-reihoku@town.reihoku.lg.jp